



鳥取県公報

令和8年7月7日（火）
第9804号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土砂災害警戒区域の指定（407）（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土砂災害特別警戒区域の指定（408）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定障害児通所支援事業者の指定（409）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・・・ 4
	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 雑 報	行政書士試験の実施（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
羽衣石11地区（Ⅱ－3746）、羽衣石13地区（Ⅱ－3748）、羽衣石14地区（Ⅱ－3749）、羽衣石15地区（Ⅱ－3750）、羽衣石16地区（Ⅱ－3751）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
羽衣石11地区（Ⅱ－3746）、羽衣石13地区（Ⅱ－3748）、羽衣石14地区（Ⅱ－3749）、羽衣石15地区（Ⅱ－3750）、羽衣石16地区（Ⅱ－3751）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第409号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所	指定に係る障害児通	指定に係る障害児通	障害児通所支	指定年月日
----	--------	-----------	-----------	--------	-------

	の所在地	所支援事業を行う事業所の名称	所支援事業を行う事業所の所在地	援事業の種類	
株式会社Mnet Corporation	米子市米原五丁目3-20	ゆめラボ福原教室	米子市西福原六丁目3-34	児童発達支援	令和8年7月1日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市国府字植木場1919	畑	2,484
琴浦町大字杉地字向河原183	田	3,433
米子市赤井手字下和田1278		2,790

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
倉吉市国府字植木場1919	令和8年10月1日	10年	0	—
琴浦町大字杉地字向河原183	令和9年4月1日	9年	188,910	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方務局に供託する。
米子市赤井手字下和田1278	令和8年9月1日	10年	54,690	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方務局米子支局に供託する。

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年7月21日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）久代章三、狩野宏及び浅見由香利の所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和8年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和8年2月6日付鳥取県告示第37号）の内容（告示の内容）
 - (1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町生山字板井谷山600の1、601の3
 - (2) 指定の目的

水源の涵養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
初心者講習		令和8年7月21日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取県内の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間30分
- (2) 講習課目
 - ア クロスボウの所持に関する法令
 - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 6,900円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

- (1) 初心者講習
 - 鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
- (2) 経験者講習
 - 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
 - ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
初心者講習		令和8年8月1日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の 各警察署の管内に居住する 者
経験者講習		令和8年8月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年8月2日 午前9時から正午まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ-射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和8年8月2日 午前9時から午前11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和8年8月10日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和8年8月24日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年8月4日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年8月18日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和8年8月25日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
-----------------------------------	---	---	---	---

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和8年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和8年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望 月 達 史

1 試験日時

令和8年11月8日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

4 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

180円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和8年8月7日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 令和8年7月21日（火）から同年8月7日（金）まで

イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(2) 窓口配布

ア 配布期間 令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配布場所		配布時間
鳥取県地域社会振興部県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	米子市鞆町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>。以下単に「ホームページ」という。）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から同年8月24日（月）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 10,400円

(イ) 納付方法 ホームページを参照すること。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(2) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで

なお、令和8年8月17日（月）の消印があるものまで受け付ける。

エ 受験手数料及び納付方法

（ア）受験手数料 10,400円

（イ）納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、令和9年1月27日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。